

独立行政法人林木育種センター業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布並びにこれらに関する調査及び研究、講習並びに指導
 - 第1節 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布（第3条～第5条）
 - 第2節 育種事業等に関する調査及び研究（第6条～第26条）
 - 第3節 講習及び指導（第27条・第28条）
- 第3章 業務委託の基準（第29条～第38条）
- 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第39条・第40条）
- 第5章 雑則（第41条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人林木育種センター（以下「センター」という。）の行う業務の方法についての基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 センターは、林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布等を行うことにより、林木について優良な種苗の確保を図ることの公共的重要性にかんがみ、関係機関と緊密な連携を図り、もってその業務の効率的かつ効果的な運営を期するものとする。

第2章 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布並びにこれらに関する調査及び研究、講習並びに指導

第1節 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布

（育種事業）

第3条 センターは、林木の育種事業を行うものとする。

（種苗の配布）

第4条 センターは、林木の育種事業により生産された種苗について、都道府県等から申請を受けた種苗を配布するものとする。

2 前項の規定により種苗を配布しようとするときは、次に掲げる事項について、センターが別に定めるものとする。

（1）配布の申請に関する事項

（2）配布の代金及びその納入に関する事項

(3) その他必要な事項

(試験研究用林木遺伝資源の配布)

第5条 センターは、依頼に応じて、林木の育種事業を行うために収集・増殖し、保管している林木遺伝資源(以下「試験研究用林木遺伝資源」という。)を配布することができる。

2 前項の規定により試験研究用林木遺伝資源を配布しようとするときは、次に掲げる事項について、センターが別に定めるものとする。

(1) 配布の申請に関する事項

(2) 配布の代金及びその納入に関する事項

(3) 試験研究結果の報告に関する事項

(4) その他必要な事項

第2節 育種事業等に関する調査及び研究

(調査及び研究)

第6条 センターは、育種事業及びこれにより生産された種苗の配布に関する調査及び研究(以下「調査研究」という。)を行うものとする。

2 センターは、独立行政法人林木育種センター法(平成11年法律第189号。以下「センター法」という。)第3条の目的を達成するため、依頼を受けて調査研究を行うことができる。

3 センターは、センター法第3条の目的を達成するため、センター以外の者と調査研究を分担し、技術知識を交換し、及び費用を分担することによって共同して調査研究を行うことができる。

(受託研究)

第7条 前条第2項の依頼を受けて行う調査研究(以下この節において「受託研究」という。)の依頼者は、研究委託申込書をセンターに提出し、受託研究の依頼を行うものとする。

(受託研究の受託の適否)

第8条 研究委託申込書の提出があったときは、センターは遅滞なく自ら行う業務を勘案して、当該依頼に応ずるか否かを決定し、依頼者にその旨を通知するものとする。

(受託研究の受託契約)

第9条 センターは、受託研究を実施するときには、依頼者と研究受託契約を締結するものとする。

(研究受託契約書)

第10条 センターは、前条の研究受託契約を締結しようとするときは、研究受託契約書において次の事項を定めるものとする。

(1) 受託研究の内容に関する事項

(2) 受託研究の期間及びその解除に関する事項

(3) 受託研究の結果の通知に関する事項

(4) 受託料の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項

(5) 受託に係る調査研究の実施の結果得られた成果が特許権等の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法に関する事項

(6) その他必要な事項

(受託料)

第 1 1 条 受託料の額は、当該調査研究の受託の実施及びこれに付随する業務に要する経費の額とし、その算定は別に定めるところによるものとする。

2 受託料の支払いは、原則として、調査研究の開始の前とし、研究受託契約の締結後、センターからの請求により遅滞なく、調査研究の受託契約に定める経費の概算額を納付するものとする。

(精算)

第 1 2 条 センターは、受託研究を終了し、又は中止したときには、遅滞なく、前条の規定により納付を受けた経費の額の精算をするものとする。

(受託研究の中止等)

第 1 3 条 センターは、天災地変その他やむを得ない事由により受託研究の遂行が困難となったときは、受託を中止、廃止又は一部変更することができる。この場合、センターは、遅滞なく依頼者にその旨を通知するものとする。

(受託結果等の通知等)

第 1 4 条 センターは、受託研究が終了（中止又は廃止を含む。）したときは、遅滞なく、その結果を依頼者に通知するものとする。

(受託研究に係る特許の帰属等)

第 1 5 条 センターの職員が、受託研究の業務について発明をしたときは、その発明に関わる特許を受ける権利又は特許権（以下この章において「特許権等」という。）は、それぞれ職務に関わるものとしてセンターに帰属するものとする。ただし、依頼者に特許権等を帰属させ、又は依頼者と共有することにより、その活用を促進することができる場合には、センターは当該特許権等を依頼者に帰属させ、又は依頼者と共有することができる。

(優先的利用の許諾)

第 1 6 条 センターに帰属し、又はセンターが依頼者と共有した特許権等を、依頼者又は依頼者の指定する者（以下「依頼者等」という。）が優先的に利用しようとするときは、依頼者等は、センターとの協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約に基づき、センターの許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から 5 年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、センターが許諾期間の延長が必要であると認めるときは、当該許可に要する期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について 2 年を限度として延長することができる。

できる。

3 センターは、次に掲げる場合には、依頼者等に対し、当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

(1) 依頼者等が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。

(2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。

(3) 林木について優良な種苗の確保を図る観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(実施料)

第17条 センターは、センターに帰属し、又は依頼者と共有する特許権等について、実施を許諾したときは、前条第1項の契約で定める実施料を徴収する。

(準用)

第18条 前3条の規定は、受託研究に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに品種登録を受ける地位及び育成者権について準用する。この場合において、第16条第2項ただし書中「2年間」とあるのは、「2年間(育成者権にあっては、特に必要と認められる場合には5年間)」と読み替えるものとする。

(共同研究契約の締結)

第19条 センターは、第6条第3項の共同して行う調査研究(以下この章において「共同研究」という。)を実施しようとするときには、当該共同研究を行おうとする者(以下この節において「共同研究者」という。)と共同研究に関する契約(以下この節において「共同研究契約」という。)を締結するものとする。

(共同研究契約書)

第20条 センターは、前条の共同研究契約を締結しようとするときは、共同研究契約書において次の事項を定めるものとする。

(1) 共同研究の内容に関する事項

(2) 共同研究を行う場所に関する事項

(3) 共同研究の契約の期間及びその解除に関する事項

(4) 共同研究の分担に関する事項

(5) 共同研究の実施の結果得られた成果が特許権等の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法に関する事項

(6) その他必要な事項

(共同研究の中止等)

第21条 センターは、天災地変その他やむを得ない事由により共同研究の継続が困難となったときは、共同研究を中止、廃止又は一部変更することができる。この場合、センターは、遅滞なく共同研究者にその旨を通知するものとする。

(特許出願)

第22条 センター又は共同研究者は、共同研究の結果、それぞれの機関に属する研究員が独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときには、あらかじめ他方の

同意を得るものとする。

(特許の共同出願等)

第23条 センター及び共同研究者は、共同研究の結果共同して発明を行った場合には、当該発明に係るセンターの職員(以下「発明職員」という。)及び共同研究者と共同して特許出願を行うものとする。ただし、共同研究契約書において共同研究者がその特許を受ける権利をセンターに承継した場合はこの限りではない。

2 センターは、前項の共同出願を行おうとするときは、発明職員及び共同研究者との間で当該共同出願に係る特許を受ける権利又はこれに基づく特許権に係るそれぞれの持ち分を定めた共同出願契約を締結するものとする。

(優先的利用の許諾)

第24条 センターが、共同研究者と共有し、又は共同研究者から承継した特許権等を、共同研究者又は共同研究者の指定する者(以下「共同研究者等」という。)が優先的に利用しようとするときは、共同研究者等は、センターとの協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、センターの許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、センターが許諾期間の延長が必要であると認めたときには、当該許可に要する期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間を限度として延長することができる。

3 センターは、次に掲げる場合には、共同研究者等に対し、当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

(1) 共同研究者等が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。

(2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。

(3) 林木について優良な種苗の確保を図る観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(実施料)

第25条 センターは、センターに承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権、共同研究の成果に係る発明につきセンター及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権について、実施を許諾したときは、前条第1項の契約で定める実施料を徴収する。

(準用)

第26条 第22条から前条までの規定は、共同研究に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに品種登録を受ける地位及び育成権者について準用する。この場合において、第23条第2項ただし書中「2年間」とあるのは、「2年間(育成者権にあっては、特に必要と認められる場合には5年間)」と読み替えるものとする。

第3節 講習及び指導

(講習及び指導)

第27条 センターは、必要に応じて、都道府県等に対し、採種園又は採穂園の造成・改良技術、種子の貯蔵技術等について講習及び指導を行うことができる。

(研修生の受入れ)

第28条 センターは、依頼に応じて、林木の育種技術に係る研修生を受け入れることができる。

2 センターは、前項の規定による研修生の受入れようとするときには、次に掲げる事項について、センターが別に定めるものとする。

- (1) 受入れを行う研修生に関する事項
- (2) 研修生の受入れの期間及びその中止に関する事項
- (3) 受入れに係る経費に関する事項
- (4) その他必要な事項

第3章 業務委託の基準

(業務委託)

第29条 センターは、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、第3条及び第6条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 センターは、センター以外の者に前項の業務の一部(以下「委託業務」という。)を行わせることが必要であり、かつ、委託業務をしようとする者が当該委託業務を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有すると認めるときには、当該委託しようとする者に委託業務実施要領を提示し、諾否をもとめるものとする。

3 センターは、当該委託業務を受託する者(以下「受託者」という。)から受託する旨の回答があったときは、委託業務に関する契約(以下「委託業務契約」という。)を締結するものとする。

(委託業務契約書)

第30条 委託業務契約に係る契約書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 委託に係る業務の内容に関する事項
- (2) 委託に係る業務の実施を行う場所及び方法に関する事項
- (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- (4) 委託に係る業務の結果の報告に関する事項
- (5) 委託費の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

(委託費)

第31条 委託費の額は、当該委託業務の実施に要する経費の額とする。

2 委託費の支払いは、委託業務が終了し、その額が確定した後に行うものとする。ただし、受託者からの請求に応じ当該委託費の限度額を超えない範囲内の額を前払い又は部分払いすることができるものとする。

(再委託)

第32条 受託者は、当該委託業務について、センターがその一部について必要と認めてあらかじめ承諾した場合を除き、他の第三者に再委託してはならない。

(委託業務の中止等)

第33条 受託者は、天災地変その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、センターと協議の上、当該委託業務を中止、廃止又は一部変更することができる。

(財産の所有権の帰属)

第34条 センターは、受託者が委託契約に基づいて製造し、取得し、又は効用を増加させた財産(センターが指定するものを除く。)の所有権をセンターに帰属させるものとする。

(特許権等の承継)

第35条 センターは、委託業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等(以下「特許権等」という。)を受託者から承継するものとする。ただし、受託者に特許権等を帰属させ、又は受託者と共有することにより、その活用を促進することができる場合には、センターは、当該特許権等を受託者に承継させ、又は受託者と共有することができる。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (5) 著作権

(優先的利用の許諾)

第36条 センターが受託者から承継し、又は受託者と共有した特許権等を、受託者又は受託者の指定する者(以下「受託者等」という。)が優先的に利用しようとするときは、受託者等は、センターとの協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約に基づき、センターの許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、センターが許諾期間の延長が必要であると認めるときは、当該許可に要する期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間(育成者権にあつては、特に必要と認められる場合には5年間)を限度として延長することができる。

3 センターは、次に掲げる場合には、受託者等に対し、当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 受託者等が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
- (2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
- (3) 林木について優良な種苗の確保を図る観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(実施料)

第37条 センターは、受託者等に対し、センターに承継された特許権等の実施を許諾したときは、前条第1項の契約書で定める実施料を徴収する。

(実績報告)

第38条 受託者は、委託業務が終了(中止又は廃止を含む。)したときは、委託業務の結果を記載した委託業務実績報告書をセンターに提出しなければならない。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約の方法)

第39条 センターにおける売買、賃貸、請負その他の契約は、すべて一般競争契約の方法によるものとし、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、指名競争契約又は随意契約に付することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的から一般競争に付することが適当でないとき又は一般競争に付し得ないとき。
- (2) 災害その他緊急を要するために一般競争に付し得ないとき。
- (3) 予定価格が少額であるとき。
- (4) その他一般競争に付することが不利と認められるとき。

(政府調達に関する協定に係る物品等の契約手続)

第40条 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)に係る物品等の調達手続については、同協定の規定に即してこれを行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第41条 第2条から前条までに定めるもののほか、センターの業務の執行に関して必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この業務方法書は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。